

英国の迂回利益税 (Diverted Profits Tax)

EYグローバル・タックス・ アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

規定の概要

OECDの税源浸食と利益移転(BEPS)イニシアチブに関連して、英国で大きな動きがあり、2015年4月から税率25%の迂回利益税(DPT, diverted profits tax)を租税回避防止策として導入することが発表されました。この法案は、選挙前の2015年財政法案に盛り込まれ、2015年4月1日に施行される予定です。この日を跨ぐ会計年度については、按分規定が適用されます。

DPTは主に、デジタルビジネス業界を標的にしたものとしばしば報道されていますが、実際には、特定の事業セクターに限らず、全ての業界に渡り広範囲の取引に影響を及ぼすこととなります。DPTは次の2つのいずれかの規定に従って賦課されます。

第一の規定は、英国所在の恒久的施設(PE)認定を回避しようとする取り決めに対処しようとするもので、これが適用されると、該当する活動が英国にある恒久的施設を通して行われたと仮定した場合に、公正かつ合理的に発生したであろうと推定される所得額をDPTの対象となる迂回所得とします。

第2の規定は、経済的実態を欠いたアレンジメントを利用して、企業が税務上有利なポジションを取ることを防ぐことを目的とし、主に各国の税制の違い(ミスマッチ)を利用するアレンジメントを対象にしたものです。この規定では、税務上のミスマッチが生じないのであれば、該当する重要なアレンジメントが実施されなかったであろうと合理的に判断される場合、基本となる独立企業間価格ルールはくつがえされるかもしれません。この場合、代替方法に基づいてDPTの課税対象となる迂回利益が算定されます。この代替方法とは、税務上のミスマッチがなければ行われたであろう公正かつ合理的に推定される方法で、それ自体が税務上のミスマッチを生じさせないものです。

企業規模により、これら2つのルール両方に例外規定があり、第一の規定に関しては、12カ月の会計年度中の報告会社及びその関連会社の英国内総売上高に基づくものです。さらに、ローン取引のみから成る取引に係る利益はDPTの課税対象になりません。

税額の算定や徴収手続きは、各企業の自己申告義務及び、暫定通知制度を通じて行われます。税務当局から暫定通知を受けた後、課税通知書が発行されるまでの一定の短期間、課税内容について不服を申し立てることができます。課税通知書発行から30日以内が納付期限となりますが、課税額の審査が進行中でも延長されません。



Building a better
working world

当初の反応

DPT導入は、OECDが行動計画の7及び8～10により取り組んできた問題に対する新たなアプローチとなります。OECDは租税回避がなされたのちの事後対応にのみ注力してきましたが、今回の法案はより標的を絞ったアプローチを示しているとも言えます。他国においても同様の対策が取られることも予想され、また、これまでのOECD提案の対応策にも影響を及ぼすかもしれません。多国籍企業が代替策の採用に乗り出すことを促すよう、税率はペナルティの意味合いをもつ25%に設定されています。

法案は、英国租税の「不自然な手段による」回避に的を絞った策として立案されたものかもしれませんが、法案の至るところで包括的な表現が使われているため、施行当初は適用においてその不明瞭さが大きな問題となることでしょう。

欧州委員会は、英国の提案内容がEUの単一市場ルールに則ったものであることを確認すべく、内容を精査する見通しであることを示唆しました。

今後の対応

DPTは、以下の場合課税されない可能性が高いとされています。

- ▶ 国外の資産所有企業に、十分な経済の実態が存在する場合
- ▶ 国際的バリューチェーンを通じて、独立企業原則に基づき移転価格を設定している場合
- ▶ 恒久的施設又は販売業者や転売業者等を英国に有することで、課税対象が英国に存在する場合

上記のようなケースでは、多くの企業グループのDPT課税額がゼロ又は比較的少額になることが予想されます。政府予算に含まれるDPT収入額からも、当局による同様の見通しが窺えます。しかしながら、DPTの潜在的課税対象範囲は広く、また、暫定通知制度による「見積り」課税額の提示がまず行われることから、予定した結果の正当性を示すためには、移転価格税制及び英国外の活動の実態について透明性を高める必要が出てくることでしょう。各企業グループは、DPTが現行の取引や組織の設定にどう影響するかを検証する必要があります。現在の税環境においては、DPT課税規定の不明瞭性を事前に低減するため、APAを取得するケースが増えるかもしれません。

各企業グループは、コンサルテーション手続きを通じて関連する規定や、ガイダンスの動向及び他国の反応(国ごと又はOECDのBEPSの審議過程を通して)を注視すべきでしょう。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関する
ご質問・ご意見等がございましたら、
下記までお問い合わせ
ください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20141222

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

www.eytax.jp